

第7回特別支援教育の在り方に関する検討会議事録

日時：令和6(2024)年2月7日(水)

10:00～12:00

場所：栃木県庁本館6階大会議室1

1 意見交換

- ・ 第6回までの検討会で出された委員の意見を資料1としてまとめた。資料1に基づき、論点ごとに現状と対応の方向性について議論を行い、本検討会のまとめに向けた骨子とする。

(1) 今後の特別支援教育の方向性について

○岡澤会長

- ・ 今後の特別支援教育の方向性は、本検討会の検討項目の一つである生活指導の在り方の前提としても重要である。
- ・ 知的障害のみならず、障害があるがゆえに厳しい状態を抱えている子供が、自立と社会参加に向け、障害のない子供と比べて、なお一層努力や負担を求められるような状況が解消される方向に、特別支援教育や様々な施策が進められなければならないと考える。
- ・ 「自立観」に関しても、「個人モデル」ではなく「社会モデル」へと変わってきている中、障害のある方が居住する地域において持てる力を発揮し、相互理解を重ねながら生活できるよう、教育や福祉、医療などが連携していくことが重要である。

○首長委員

- ・ 資料に「自立観」の考え方があがるが、同じく「障害観」の考え方も変わってきている。
- ・ 以前は、障害で体が不自由だから社会参加ができないという整理をしてきたが、現在は国際生活機能分類(ICF)により、肢体不自由がある人も、周囲の環境が変われば、活動や社会参加が可能になるというように、個人因子と環境因子が相互に補完して対応する考え方になった。
- ・ 障害者本人の意思の尊重という考え方も加わっており、「障害観」の変化に合わせた特別支援教育の方向性についても、まとめには加えてほしい。

○岡澤会長

- ・ 障害に関する考え方として、「医学モデル」から「社会モデル」に変わってきている。そういった見方も前提として考えていく必要がある。

○坪井委員

- ・ 世界保健機構(WHO)が提唱しているICFの考え方によると、障害のある子供を取り巻く環境が、子供の活動や社会参加を促進しているか、阻害しているかということが大事であるため、子供を取り巻く環境を、どのようにしていくかということを、ある程度明確にできるとよい。

(2) 幼児児童生徒の生活指導

○岡澤会長

- ・ 資料の前段に、これまでの議論をまとめているが、補足すると、生活指導には、衣服の着脱、洗面、手洗いといったいわゆる基本的な生活習慣や、挨拶、言葉遣いといった日常生活、社会生活にお

いて必要なものが含まれると考える。

- ・ 生活指導については、実際的で、必然性のある状況下で生活に即した形で行うことや、反復して習慣化することなどの重要性が指摘されており、その重要性は論を待たないが、実際性、必然性、反復性のみをことさらに強調することは、「ある特定の行動だけが、集中的な訓練によってできるようになっても、それと同じような行動がまったくできないような状態」につながり、障害のある子供にとって受け身で消極的な態度を形成する懸念もある。
- ・ 例えば、「衣服の着脱」という行動には、「あたま」や「うで」などの身体部位の名称や、上下左右の位置の概念、順序の概念などの理解が関連しているが、生活指導を行うために重要なことは、繰り返し、反復して行うことのみにとどまるのではなく、「衣服の着脱」を、子供が考えたり判断したりする知的な営みとして捉え、主体的、能動的に取り組めるよう様々な工夫をしながら実践していくことであると考えている。

① 特別支援学校（知的障害）における教育環境

○岡澤会長

- ・ 長期的な展望として、特別支援学校は小規模化し、地域に分散化していく方向になると思うが、そうした展望の先には、障害のある子供が居住する地域の通常の学校においても、持てる力を発揮できるような状況を確立する方向に対応を進めていくことが含まれると考える。

○島田委員

- ・ 知的障害特別支援学校における生活指導では、着替え、排泄、食事などが日常生活の指導の中で行われているが、トイレについても、できるだけ早く洋式化や子供の状況に合わせた整備を進めてほしい。
- ・ 本検討会では、知的障害特別支援学校にある程度焦点化して、議論を進めたところであるが、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱など、ほかの障害種に対応する特別支援学校の課題についても、しっかり洗い出し、今後検討をしていく必要があると考える。

○朝野委員

- ・ 教育内容として、知的障害に限った話ではないが、性暴力など自分が暴力を受けたときにどう対応するかを小さいうちから学べるようにすることが必要である。自分が望まないことをきちんと拒めるような大人になれるよう、教育が大切である。

○首長委員

- ・ スクールバスについては増便の対応などが必要だと思うが、子供が安全に乗車できるよう、介助員の体制の充実を図るほか、通学時間をできるだけ短くすることができるよう、今後、検討してほしい。

○松野委員

- ・ 「幼児児童生徒の生活指導」の項目にある、「訓練で全て自力でできるようにさせることよりも」という表現は、「訓練」について否定的な印象を与えている。訓練は必要なものであり、本人が主体的に取り組むということとは、切り離して考える部分であると考えている。

○岡澤会長

- ・ 「訓練」という言葉については、それが示している意味を明確にし、表記する必要がある。

○朝野委員

- ・ 子供たちはどんな状況でも自分の意思を表現している。医療の現場でも、チームで子供本人の意思を確認し、治療について相談しながら進めている。教育においても、本人の意思を確認しながら進めることが大切である。

② 生活訓練施設等を活用した指導

○島田委員

- ・ 「訓練」という言葉だが、以前は学習指導要領でも「養護・訓練」という言葉が使われていたが、制度が特別支援教育になる時に「自立活動」という名称に変わった。現在は、学習指導要領にも「訓練」という言葉はないため、「生活訓練施設」の「訓練」という名称は、変更してほしいと考える。

○坪井委員

- ・ 知的障害特別支援学校の教育環境にも関連することだが、生活訓練施設や学校の教育環境の課題として共通しているところは、生徒の地域での生活、家庭での生活と異なる環境の中で学校教育が行われていることであり、改善したい。つまり、特別支援学校の教育環境と家庭環境、地域の環境がすべてリンクしているような方向性が大事であると考ええる。
- ・ また、生活指導について、子供が「主体的、能動的に取り組むことが重要」という点では、国際条約の「児童の権利に関する条約」を基に、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念をいかに特別支援教育に反映させるかが大切である。「主体的、能動的」という点では、子供自身が自分の意見を表明する権利を保障する「意見表明権」が重要であるが、そうしたことを踏まえ、改善を図っていく必要がある。

○首長委員

- ・ 生活指導の中で、学校の教員だけでは困難な面については、例えば、理学療法士や作業療法士など、多職種連携の仕組みが大切である。そうすることで、子供が食事をする際に、その子の身体の状態に合わせて椅子の足の高さを調整するなどの対応もしやすくなると考える。

○松野委員

- ・ 生活訓練施設については、「全ての児童生徒を対象に、生活訓練施設を効果的に活用した指導が必要」とあるが、現状では、生活訓練施設で全ての児童生徒を対象に、その機能を発揮できるかに懸念がある。利用の回数についても、たくさんは利用できていないという話を聞いている。
- ・ また、「将来、グループホーム等で生活することを想定した学習にも活用できるよう」とあるが、実際にそれを実施する機能が備わっているのかという懸念がある。

○岡澤会長

- ・ 利用回数については、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加が影響しているところもあると考えられるため、その対応も進めることで、より有効に利用できるようになると思う。

③ 食事指導

○岡澤会長

- ・ 現状に、食物アレルギーや刻み食への対応の記載があるが、これらについては、どの特別支援学校においても必要であるため、できるだけ早く対応すべきと考える。

○朝野委員

- ・ 栃木と那須の厨房を現地調査したが、早急に対応しないといけないと感じている。安全面の対策が必要であることを再度強調したい。

○高浜委員

- ・ 対応の方向性に、「教員と子供と一緒に給食を摂れる環境が大切」とあるが、障害の特性によっては、集団で給食を摂ることがストレスになる子供もいるので、個に応じた対応ができるような趣旨の文言を加えるとよい。

④ 医療的ケア児への支援体制

○岡澤会長

- ・ 医療的ケアは、医療的ケア児の学習を保障する上で前提条件となるものである。医療的ケアの実施体制が脆弱なことが原因で教育が受けられないような状況は解消される必要がある。

○朝野委員

- ・ 日本小児看護学会では、「特別支援学校看護師のためのガイドライン」等を作成しており、学校看護師になることを推奨するとともに、学校看護師が安心して働けるような支援を実施している。
- ・ 病院から離れて仕事をする学校看護師は、人員配置の面で厳しい環境にあるため、医療的リスクを考えても、早急な体制の整備が重要であると考えます。働く環境が整わないと、学校看護師へのなり手も少なくなると思うので、検討してほしい。

○松野委員

- ・ 医療的ケア児が卒業した後、地域の中で、医療的ケア児を受け入れる施設が少ない。子供が在学中は、保護者は日中休めることもあるが、卒業後預けるところがないと厳しい状況となる。
- ・ 学校卒業後の医療的ケア児の在り方については、卒業後、地域でどのような生活が待っているのか、その子の住んでいる地域でどういうケアが受けられるのか、在学中に相談機関と相談しながら準備態勢を整えていくことが必要と考える。

⑤ 寄宿舍

○岡澤会長

- ・ 寄宿舍については、約半世紀前の障害のある子供を取り巻く社会的状況を背景に設置され、まず遠距離による通学困難な子供の教育保障のために大きな役割を果たしてきた。さらに、家庭の代替となる状況に密接に関連した生活指導の中では、障害のある子供の日常生活動作の獲得を促進したという点においても評価されるものであると思う。
- ・ その後、半世紀が経過する間に、「自立観」や「障害観」が変化し、新しい養護学校が各地域に設置され、遠距離を理由とする通学困難な子供が減少するなど、状況は大きく変わってきた。

○坪井委員

- ・ 現状について、「家庭の代わりとなる生活指導が、寄宿舎指導員によって継続的に行われ、保護者や教員と連携しながら、幼児児童生徒の日常生活動作の獲得を促進」という部分が、寄宿舎の強みであると思う。
- ・ 社会福祉の専門の立場から言うと、寄宿舎指導員は教育と福祉の両面の役割を担っているのではないかと考える。つまり、家庭と教育と福祉の機能が結びついた環境が寄宿舎のメリットなのだと思う。こうした状況は、資料1のⅢに記載されている、「トライアングル」プロジェクトに非常に近い環境ではないかと考える。特に寄宿舎が担う福祉の機能としては、生活支援と相談援助の機能が強みであると思う。
- ・ 一方で、現在の寄宿舎は、全ての障害特性の子供が利用できない環境であることは明らかだと思う。そのため、生活支援や相談援助という機能を、県内の地域全体に広げていく社会づくりを目指していくことが大事であると思う。

○三田委員

- ・ 寄宿舎について、これまでの検討会で保護者の意見を伺い、成果があることは理解した。
- ・ 共生社会ということを考えると、学校の授業が終わった後、放課後もずっと寄宿舎で生活するという事は、地域における生活との分離が懸念される。
- ・ 教育の方向性を考えたときに、障害のある子供も、障害のない子供も居住する地域において学び、生活することができるようにしていくことが重要だと考える。

○岡澤会長

- ・ これからの特別支援教育の方向性を考えれば、学齢期からの障害の有無による分離の状況は解消されていく方向に進めていかなければならないと思う。

○首長委員

- ・ 時代の流れの中で、福祉の考え方や福祉制度の充実の度合いが変化してきた。また、障害の考え方や自立の考え方も変わってきている。
- ・ これからの時代を考えていくときに一番大切なことは、自分のことは自分で意思決定できるように目的的な自立を育てていくことだと思う。寄宿舎で行われてきたことの中には、目的的な自立もあるが、手段的な自立の部分に重きを置いた部分もあったと思う。今後の時代を考えれば、手段的な自立については、地域と一体になって確保していくという方策を考えなくてはいけない。
- ・ 具体例としては、放課後等デイサービスは急激に普及しているが、その中で、理学療法士や作業療法士がいて生活訓練的なものも行うなどの需要が増えてきていると思われる。多職種で地域で連携しながら行っていくことが必要である。
- ・ 学校では、自分のことは自分で決めるという目的的な自立を育てていくことが必要である。例えば、手段的な自立として自分で靴を履けるということも大切であるが、障害の状態等で自分で靴を履くことは難しい子供も、どの靴を履きたいかや、外出したいということを伝えられるような取組を強化してほしい。
- ・ これまでの寄宿舎の役割を否定するものではないが、これからは地域でその役割を果たしていけるよう、視点を変えて取り組んでいかなければならない。

○松野委員

- ・ 福祉施設の立場からすると、寄宿舎でお風呂の入り方や掃除などを寄宿舎指導員に教えてもらったり、人と生活する上で我慢をしたり辛抱をしたりなどの人との関係を学ぶにはいい環境であると思う。
- ・ 生徒が卒業後、就労するにしてもグループホーム等で生活するにしても、我慢するなど人とのコミュニケーションが上達していくことは、社会生活の中で重要であるので、寄宿舎は大事な機能を持っていると思う。
- ・ 寄宿舎の機能が、将来的にいろいろなもの変わっていくことはあるが、今現在を考えたときに、生徒を受け入れる福祉事業所としてはありがたい。
- ・ 生徒に集中して社会で生きるためのノウハウを教えるのは、福祉施設は学校にはかなわない。学校は教育施設でありスタッフも充実している。
- ・ 子供が小さいうちから親と分離して寄宿舎生活をするに対して、目的がある中での分離生活は、それほど気にすることではないと考える。家庭から離れて将来の生活のために生活の訓練をする期間は大事であると思う。
- ・ 卒業後、家庭ですっと過ごすわけではなく、家庭から離れて生活することもあるので、学校にいるうちに、いろいろな体験をしてもらうことや、気力や勇気を身に付けるために、寄宿舎は大きな存在だと思う。

○中原委員

- ・ 寄宿舎に限らず全般的なことだが、時代とともに求められるものは変わってきていると思う。寄宿舎に関わっている人は得られても、関わっていない人は得られないというものもある。できるだけ格差がなく、教育や支援が受けられるものを、保護者が分かる形で示せるとよい。卒業後に苦勞されている方もいると思うので、その方たちが受けられる支援も検討し、実現できるとよい。

○朝野委員

- ・ 教育が果たす役割と、福祉が果たす役割がそれぞれあると考えるが、寄宿舎は両方を担ってきたのだと思う。医療でも、病気を治すという目的で家族と離れて子供たちが生活するが、保護者の面会を24時間できるようにするなど、できるだけ家庭に近づけるよう努力をしている。寄宿舎は通学保障のためにという目的で設置されたが、「子どもの権利条約」にもあるように、子供は基本的には家庭で育つものなので、家庭に福祉的な要素が必要であれば福祉が、医療的な要素が必要であれば医療が支援をするということであると考えます。
- ・ 医療も教育も同じで、やってあげたいことはたくさんあるが、教育的な格差をなくすという面でも、2校の寄宿舎を全面的に立て直していくことは、現実的には難しいと思う。
- ・ 寄宿舎に頼らざるを得ない保護者がいたとしても、それを学校が続けるのかについては検討が必要であり、医療でも同様だが、地域共生社会に向けて地域で支えていく方向を、本腰を入れて考える時代であると思う。
- ・ 現在、困っている方が、寄宿舎がなくなった後どうするかについては閉舎とは別問題で、教育は教育がやるべきことを、福祉は福祉がやるべきことを、医療は医療がやるべきことを、連携をしながら行うことが必要である。

○岡澤会長

- ・ 医療でも目的があつて、家庭と分離して生活することがあるが、その際も、できるだけ家庭に近い状況にすることや入院期間そのものが短くなるようにということだと思う。教育においても、子供が知的障害があるがゆえに、自立や日常生活動作を獲得するという目的で、学齢期から家庭や地域を離れ、学校生活を終えた放課後においても、校内の居住施設において指導的な対応が重ねられなければ自立が実現しないという考えが適当であるかどうかは、「自立観」や「障害観」の変遷を踏まえた上で、議論が必要であると考ええる。

○坪井委員

- ・ 自立には「社会的自立」という考え方がある。これは、障害がある人が、様々な手段を活用して、障害のない人と同様に地域で暮らしていくための考え方である。いわゆる、日常生活動作（ADL）の獲得だけでなく、手段的日常生活動作（IADL）というものもあるが、今後の特別支援教育も含め、障害のある人が地域で暮らしていくためには、様々な社会資源を活用し、「社会的自立」に向けて、教育ではどう取り組んでいくかが重要であると考ええる。
- ・ また、70年前のデンマークで、当時、施設で生活していた知的障害の方の御家族から、地域で家族と一緒に暮らすのが当たり前だという、ノーマライゼーションという考え方が生まれ、世界に広がっていった。改めてノーマライゼーションという理念を踏まえて、どうあるべきかを議論することも必要であると思う。

○岡澤会長

- ・ 「障害者権利条約」の対日審査総括所見でも、障害のある人のみを集めて専用の生活施設で生活するというのではなく、様々な条件を抱えている方が地域で持てる力を発揮できるような方向に視点を転換することが求められていると考える。もちろん、そのためには、持てる力を十分に発揮できるような、個別の支援や合理的配慮の提供が必要である。

○松野委員

- ・ 将来的な姿の実現に向けて、目標をもってやっていくのは当然だが、最終的なまとめの中でも、中長期的な視点と、今日、明日どうしていくかという事項は、ある程度分けていかなければ理解しづらいと考える。

○岡澤会長

- ・ 現在の障害のある子供の教育を取り巻く状況には、約50年前に養護学校の就学の義務制が開始された当時の枠組みがあるが、今後の特別支援教育の在り方を考える上で、改めてその枠組みを見直す転換期にきていると思う。今後の在り方を見据えつつ、今どういうことを進めていくべきかを議論できるとよい。
- ・ 一委員としての意見だが、知的障害特別支援学校の寄宿舎については、日常生活動作の獲得を促進するなど、これまでの役割は評価されるべきだと思う。ただし、これまでの議論にあったように、約半世紀前の障害のある子供を取り巻く状況において設置されたものであり、新しい時代や今後の特別支援教育の方向性を踏まえれば、現行のまま続けていくことは適当ではないと考える。もちろん、現在、寄宿舎を利用している子供に対する、個別のフォローは必要である。
- ・ 「障害者権利条約」の対日審査総括所見でも、障害者を居住施設に入居させるための資源を、地域社会で自立して生活するために再配分する旨の要請がある。

- ・ 寄宿舎の代替となる施設を地域福祉に求めるということではなく、子供たちが地域で生活するための保護者や家庭への支援について、福祉や教育がどう関わっていくかということを考えることが重要である。
- ・ これまで寄宿舎が積み重ねてきた実践的な知見については、特別支援学校の授業の中で活用されるようにするとよい。例として、生活学習施設を活用して、全ての子供が充実した指導を受けられる方向が考えられるが、生活学習施設でどれだけ充実した指導ができるかについては、知的障害特別支援学校の狭隘化の課題も関わってくるだろう。
- ・ こうした今後の特別支援教育の方向性や、これまでの委員の意見を踏まえれば、栃木及び那須の寄宿舎は発展的に解消する方向性が適当であり、次回の報告書（案）の内容に盛り込むことを考えているが、どうか。

○坪井委員

- ・ 中長期的な視点を踏まえ、栃木及び那須の寄宿舎を今どうするかという点では、発展的解消という方向になるだろうと思われる。生活支援や相談援助の機能は、今後、地域社会に定着させていくことが大切である。

○高浜委員

- ・ 発展的解消という方向でよいと考える。そのために、教育と福祉の多職種連携を、今後どのように進めていくかなど、取り組んでいかなければならないことがある。今日、明日とはいかないだろうが、今後を見据えて進めていくことが必要である。

○島田委員

- ・ 寄宿舎の教育的な部分を公教育として推進していくのであれば、全ての学校で全ての幼児児童生徒が体験ができる状況を前提に、学校として目標を立てて指導し、その評価を説明していく責任が出てくる。
- ・ 今までは通学保障が原則であり、寄宿舎の実践として積み重ねてきたものは評価に値すると思うが、これから考えたときに、30年、40年、50年と続けていくことは大変厳しいと言わざるを得ないと思う。

○首長委員

- ・ 長期的なスパンで考えたとき、現在の栃木及び那須の寄宿舎については、発展的解消という方向性になっていかざるを得ないと思う。ただ、今、寄宿舎を利用している子供とその保護者など、必要な方には丁寧に対応していくことが必要である。
- ・ 福祉制度についても、今の制度にないから対応できないということではなく、県独自でも構わないので、必要なものは作っていくというように前向きに取り組んでいくべきだと思う。

○松野委員

- ・ 全員が等しく受けられることは現実的には難しいだろうという点では、ある程度、特色を生かして必要とする人が利用するという在り方でもよいのではないかと思う。
- ・ 今の寄宿舎がなくなってしまうと、その後につながるものがなく、寄宿舎を知っている人もいなくなってしまうので、どんな形に変えるにしても、そこは慎重に考える必要がある。

○岡澤会長

- ・ 次回、報告書（案）の内容を検討する中で、寄宿舎についても、まとめに向けた議論を行う。

(3) 家庭教育及び福祉の連携

（「地域共生社会の実現に向けた教育と福祉等との連携」、「保護者支援」を併せて議論）

○坪井委員

- ・ 学校においては、教員が保護者の最初の相談相手になると思われる。そのため、福祉の内容については、教員を支える支援体制をつくるのが大切である。

○岡澤会長

- ・ 特別支援学校に福祉の専門家が訪問し、教員と一緒に相談に応じるなどもできるとよい。

○朝野委員

- ・ 知り合いに放課後等デイサービスを利用している御家族がいるが、事業所によって質の差があるということである。医療では年に一度、必ず指導が入るが、放課後等デイサービスについても質の担保が必要である。

○小島委員

- ・ 県では、来月、保健福祉部主催の「地域共生社会シンポジウム」があり、今回のテーマは「ケアラー支援」である。障害のある子供の親もケアラーと呼ばれるようになり、自分の心や身体を大切にしていんだと言われており、保護者支援は大切であるが、まだまだ行き届いていないと思う。
- ・ 福祉制度についても、国の事業にはあるが、居住する市町にはないということもある。児童の短期入所施設は、受け入れ先に空きがなかったり、数が少なかったりする現実を目にしている。最近グループホームでも短期入所を受け入れている所があるが、受皿は少ない。
- ・ 放課後等デイサービスについても、質の向上に向けて国も動いているが、子供が慣れている放課後等デイサービスで、そのまま泊まれる、または、20時まで預かって食事を出してくれるなどのサービスがあると、親も安心できるので、少しずつ市町や県で実施してもらえるとありがたい。
- ・ 重度訪問介護や行動援護なども、サービスはあるがヘルパーが足りなくて利用できないなど、まだまだ不安があるので、福祉の側も今一歩踏み出して充実させてほしい。

○岡澤会長

- ・ 今回、高木委員が欠席だが、「1 地域共生社会の実現に向けた教育と福祉等との連携」に向けた取組について、意見を預かっているので紹介する。

【高木委員意見】

- ・ 学校と地域社会との連携は、これまでも行われており、学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」が示されるなど、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用した教育の充実を図ることは重要だと考える。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現や、多様化・複雑化する子供が抱える困難への対応に向けては、地域とともに学校づくりを進める、「コミュニティ・スクール」の仕組みを活用することが有効であり、特別支援学校も参画していくことが必要である。

○島田委員

- ・ 支援情報の共有の部分だが、個別の教育支援計画等を活用し、学校と関係機関がより正確な情報を効率的に共有しながら連携するとともに、進路先に支援情報を引き継ぐことで、就学前から卒業後までの切れ目ない支援を行うことが重要である。
- ・ 個別の教育支援計画については、平成30（2018）年の学校教育法施行規則の一部改正があったが、そこでも関係機関等と支援情報の共有を図らなければならないこととされており、取り組んでいく必要がある。
- ・ また、高等部卒業後の進路先との連携の方策としては、職員研修として、一定期間、教員を福祉事業所等に派遣して、互いのノウハウを共有し、得られた知見を、卒業後の生活を踏まえた校内の具体的な指導・支援に生かすことができるとよい。この研修は、教員が生徒を福祉へつなぐ際にも好影響が考えられるので進めてほしい。同様に、福祉側からも、どんどん学校に入ってきてほしいと思う。

○三田委員

- ・ 教育と福祉の相互理解ということでは、教員が福祉について学ぶことができる研修について、充実を図る必要があると考える。教員が子供の卒業後の生活に見通しをもって、福祉につないでいくことは重要なことだと思うので強調したい。

○中原委員

- ・ 保護者支援についてだが、放課後等デイサービスについては、預かり時間についても事業所ごとに差があり、17時までの預かりの場合、保護者の仕事があると迎えが間に合わないため、祖父母にお願いしている状況がある。障害の有無に関わらず、子供がいるから働けないということにならないよう、事業所の預かり時間の延長などの支援があるとよい。
- ・ また、放課後等デイサービスの役割についてだが、そこに指導など、全てを求めていくことは難しいと思うので、子供が学校の授業で頑張った後、安心して楽しく生活できる場であってほしいと考えている。
- ・ 保護者の相談先についても、分からないことが多いので、市役所や様々な場所で、分かりやすい図のようなものがあって、保護者が悩みがある際に、声をあげやすくしてもらえると助かる。

○岡澤会長

- ・ 相談先については、学校の教員にも、それぞれ専門性があるので、担任を通じてだとは思いますが、保護者が相談内容に応じて担当教員に相談しやすい体制づくりも必要だと考える。

○首長委員

- ・ 資料の中に「在学中」という言葉があるが、就学前から支援をしていく仕組みが必要だと考える。国からも母子保健と児童福祉を一体化する「子ども家庭センター」の流れが出ているが、介護保険のケアマネージャーのような人を、児童についても明確にし、就学前から就学時や、在学中から卒業後など、その人に相談すれば必要な支援に結び付けてくれるという仕組みが必要である。
- ・ また、事業所については、放課後等デイサービスだけでなく短期入所もできるような、小規模でも多機能な事業を作っていくことが必要であると考えます。

○高浜委員

- ・ 保護者支援については、働いている保護者も参加しやすい時間帯に相談会等を実施するなど、検討してほしい。
- ・ また、保護者だけではなく、障害のある子供の兄弟姉妹にも様々な思いがあるので、兄弟姉妹児支援の充実についても、今後取り組んでいく内容として盛り込んでほしい。
- ・ 他機関との連携に係る教員の研修については、最近は、教員養成課程でも、特別支援教育に係る内容が必須になってきているが、様々な教員が参加できるよう、研修の機会を設ける必要がある。
- ・ ただ、全てを教員にお願いするのは困難であるので、外部の支援者が学校に入るようにすることで、教員をバックアップできる機能などを充実させてほしいと考える。

○朝野委員

- ・ 児童を対象としたケアマネージャーのような人がいる仕組み作りや、兄弟姉妹児支援の充実については、私も大切だと考える。
- ・ 保護者支援については、保護者へ情報を提供することも大切だが、保護者自身が、自ら情報を得て、その人らしく生活できる力をつけられるよう、学校だけでなく、医療、福祉などの場所でも支援をしていくことが必要である。

2 次回検討会について

今回の検討会で、各論点の課題に対する対応の方向性は出されたと思うので、次回の検討会では、本日の資料及び議論を骨子案として、「検討会の報告書（案）」を作成の上、検討していく。